

株式会社エコスタイル 電気受給約款 新旧比較表

電気需給約款（全エリア） 第3条 定義	旧版	改定案
	①～⑳ 中略	①～⑳ 中略 ㉑ 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 ㉒ その他季 夏季以外の期間をいいます。
電気需給約款（北海道、北陸を除くエリア） 第13条 契約種別	旧版	改定案
	省略	1 2月実装予定の新プラン契約に関する諸条件を追記
電気需給約款（北陸エリア） 第13条 契約種別	旧版	改定案
	省略	1 2月実装予定の新プラン契約に関する諸条件を追記